

○三豊市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和元年9月30日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業が本市において果たす役割の重要性に鑑み、本市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策(以下「中小企業・小規模企業振興施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業・小規模企業の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、地域経済の持続的発展及び環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 経済関係団体 商工会その他地域産業の振興に寄与する団体をいう。
- (3) 大企業 中小企業・小規模企業以外の事業者であって、市の区域内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、研究機関及び産業支援機関をいう。
- (6) 市民等 市の区域内に住所を有する者及び本市に通勤し、又は通学している者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識のもとに行われること。
- (2) 中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に対する自主的な努力及び創意工夫による取組を尊重すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の経済的及び社会的環境の変化に即応した取組が図られること。
- (4) 中小企業・小規模企業、国、県、市、経済関係団体、大企業、金融機関等、教育機関等及び市民等が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業振興施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業・小規模企業振興施策の策定及び実施に当たっては、国、県その他の関係地方公共団体、中小企業・小規模企業、経済関係団体、大企業、金融機関等、教育機関等及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 3 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、中小企業・小規模企業及び市民等から意見を聴取するとともに、中小企業・小規模企業の状況を的確に把握し、必要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第5条 市は、中小企業・小規模企業振興施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経済的及び社会的環境の変化に即応し、経営基盤の安定、向上及び強化の促進を図ること。
- (2) 事業創出及び事業承継の支援環境整備及び推進を図ること。
- (3) 人材の育成、確保及び雇用の安定を図ること。
- (4) 生産性向上の促進を図ること。
- (5) 災害等が発生した場合における速やかな事業の再開又は継続を目的とする取組の支援を図ること。

(中小企業・小規模企業の努力)

第6条 中小企業・小規模企業は、事業の成長発展を図るとともに、市及び経済関係団体が行う中小企業・小規模企業振興施策に積極的に協力し、地域経済の活性化に資するよう努め、社会的責任を認識し、地

域社会への貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

(経済関係団体の役割)

第7条 経済関係団体は、中小企業・小規模企業の事業活動を支援し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するとともに、中小企業・小規模企業振興のための事業に自ら取り組み、共に地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(大企業の協力)

第8条 大企業は、中小企業・小規模企業が地域経済の活力維持及び強化に重要な存在であることを理解し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の協力)

第9条 金融機関等は、中小企業・小規模企業への円滑な資金の供給及び経営改善に協力し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の協力)

第10条 教育機関等は、産学官の連携が中小企業・小規模企業の振興に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する中小企業・小規模企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の理解と協力)

第11条 市民等は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の持続的発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(計画の策定及び見直し)

第12条 市長は、中小企業・小規模企業振興施策を総合的かつ計画的に実施するため、第5条に規定する基本方針に基づき、三豊市中小企業・小規模企業振興基本計画を策定し、定期的に見直しを行うものとする。

(中小企業・小規模企業振興審議会の設置)

第13条 中小企業・小規模企業振興施策の実施状況、方針等を協議するため、三豊市中小企業・小規模企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 市は、審議会の意見を参考にし、中小企業・小規模企業振興施策を実施するものとする。

3 審議会は、15人以内の委員で組織し、中小企業・小規模企業の振興に関する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に補欠が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

8 審議会の庶務は、政策部産業政策課において処理する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。